

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成30年4月26日(2018.4.26)

【公開番号】特開2015-187858(P2015-187858A)

【公開日】平成27年10月29日(2015.10.29)

【年通号数】公開・登録公報2015-066

【出願番号】特願2015-48526(P2015-48526)

【国際特許分類】

G 06 F 3/041 (2006.01)

G 09 F 9/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 3/041 6 4 0

G 09 F 9/00 3 5 0 Z

G 09 F 9/00 3 6 6 A

G 09 F 9/00 3 4 7 Z

【手続補正書】

【提出日】平成30年3月12日(2018.3.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

保持構造体上の二次電池と、

前記二次電池上の緩衝層と、

前記緩衝層上の保護フィルムと、

前記保護フィルム上の表示部と、を有し、

前記保持構造体と、前記二次電池と、前記緩衝層と、前記保護フィルムと、前記表示部とは、それぞれ湾曲部を有することを特徴とする電子機器。

【請求項2】

請求項1において、

前記表示部は、一対のフィルムと、前記一対のフィルムで挟まれた表示素子及びタッチ入力センサを有することを特徴とする電子機器。

【請求項3】

請求項1または請求項2において、

前記保持構造体の湾曲部における曲率半径は、前記表示部の湾曲部における曲率半径よりも小さいことを特徴とする電子機器。

【請求項4】

請求項1乃至3のいずれか一において、

前記二次電池の外装体は、凹凸を有するフィルムであることを特徴とする電子機器。

【請求項5】

請求項1乃至4のいずれか一において、

前記表示部の湾曲部と前記保護フィルムの湾曲部とは、互いに重なることを特徴とする電子機器。

【請求項6】

保持構造体上の第1の緩衝層と、

前記第1の緩衝層上の保護フィルムと、

前記保護フィルム上の表示部と、
前記表示部上の第2の緩衝層と、を有し、
前記保持構造体と、前記第1の緩衝層と、前記保護フィルムと、前記表示部と、前記第2の緩衝層とは、それぞれ湾曲部を有することを特徴とする電子機器。

【請求項7】

請求項6において、

前記第2の緩衝層は、タッチパネルであることを特徴とする電子機器。

【請求項8】

保持構造体上の第1の緩衝層と、
前記第1の緩衝層上の保護フィルムと、
前記保護フィルム上の第2の緩衝層と、
前記第2の緩衝層上の表示部と、
前記表示部上の第3の緩衝層と、を有し、
前記保持構造体と、前記第1の緩衝層と、前記保護フィルムと、前記第2の緩衝層と、
前記表示部と、前記第3の緩衝層とは、それぞれ湾曲部を有することを特徴とする電子機器。

【請求項9】

請求項6乃至請求項8のいずれか一において、
前記表示部の湾曲部と前記保護フィルムの湾曲部は、互いに重なることを特徴とする電子機器。

【請求項10】

請求項6乃至9のいずれか一において、

前記保持構造体と前記表示部との間に二次電池を有することを特徴とする電子機器。

【請求項11】

請求項6乃至10のいずれか一において、

前記保持構造体と前記表示部との間に二次電池を有し、

前記二次電池の外装体は、凹凸を有するフィルムであることを特徴とする電子機器。